

(別記9)

## ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業

### 第1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウの発生抑制を図るために導入する病害虫抵抗性品種の経費を補助するものとする。

### 第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

- ア 農業協同組合
- イ 農業協同組合連合会
- ウ 農事組合法人
- エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- オ 特定農業法人及び特定農業団体
- カ その他農業者の組織する団体

(2) 地域農業再生協議会

(3) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって種ばれいしょの生産を行うもの

(4) 民間事業者

2 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号-1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号-4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、ばれいしょ（種子用を除く）とし、対象となる病害虫抵抗性品種は第4の2に定めるとおりとする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加又は100.0%とする
- ・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

#### 第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 補助対象経費は、病害虫の発生抑制のために導入する病害虫抵抗性品種の経費とする。
- 2 対象となる病害虫抵抗性品種は、ジャガイモシストセンチュウ又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種（品種登録出願中又は品種登録出願が見込まれる品種候補を含む。）とする。
- 3 補助対象となる面積は、事業実施年度に収穫される当該病害虫抵抗性品種の作付面積のうち前年度からの増加分とする。
- 4 補助率は、10a当たり3,000円とする。
- 5 本事業を行う場が所在する都道府県は、「ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の作付拡大について」（平成31年2月1日付け30政統第1642号農林水産省政策統括官付地域作物課長通知）に定めるジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種転換計画を策定している又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれることとする。
- 6 本取組は、指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であることとする。
- 7 実施要領第6の3に関して、本事業については、次期作に向けた調整作業等に時間を要し、かつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

#### 第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、病害虫抵抗性品種の導入・普及に向けた取組を継続することとする。